

児童生徒等の重大事態に備えた対応

1. 背景

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）」の一部改正により、各自治体は、総合教育会議を設置し、教育大綱の策定や重点的に講ずべき施策のほか、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議・調整する旨が規定された。（法第1条の4第1項第2号）

※緊急の場合とは

いじめや校内暴力、学校管理下における事故、自然災害等により、児童、生徒等の生命、心身、財産に重大な被害（自殺や自殺未遂、事故死、重大な傷害、心の病、多額の金品被害、いじめによる長期欠席等）が生じた場合や生ずるおそれのある場合（以下「重大事態」という。）が想定される。

2. 現状・課題

市内の小中学校及び教育委員会では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、各学校に「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、未然防止や早期発見に努めるとともに、確認した場合には必要に応じて教育委員会も関わり迅速に対応している。

これまで重大事態にあたる事案は発生していないが、発生した場合に備えて体制等を整備しておく必要がある。

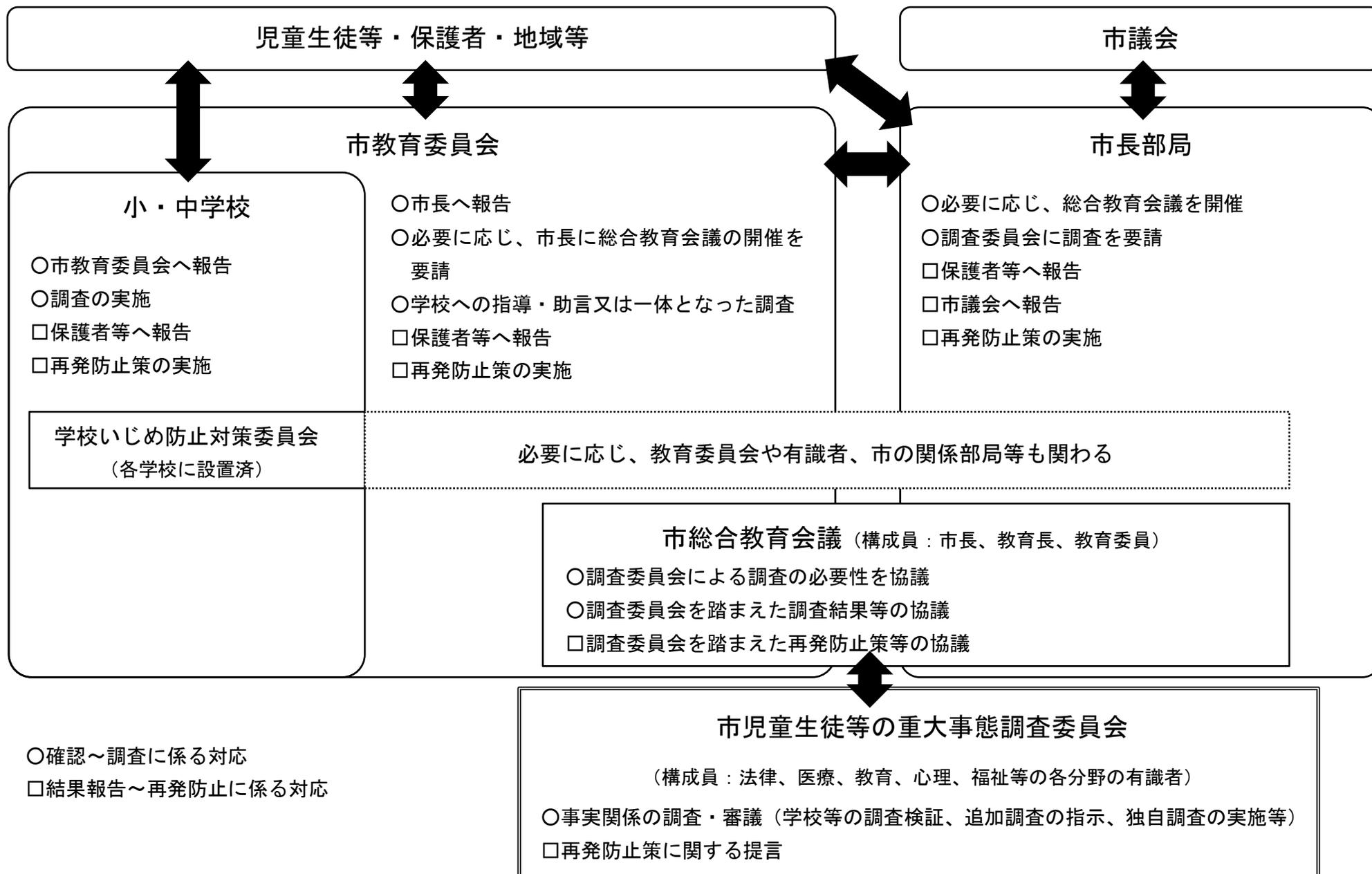
3. 方針

市が設置する学校等において児童生徒等の重大事態が発生した際、速やかに重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ることを目的として、法律、医療、教育、心理、福祉等、各分野の有識者で構成する「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」を予め設置する。（別紙1参照）

重大事態調査委員会による調査を判断する際の基本的な考え方を定める。（別紙2参照）

4. 「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」の概要

- ・設 置 平成30年度
- ・委 員 法律、医療、教育、心理、福祉等の有識者から5名以内で市長が委嘱（必要に応じ臨時に委員を追加することも可能）
- ・任 期 2年（臨時の委員は委嘱された事案に係る事務の終了まで）
- ・所掌事務 ①重大事態の事実関係を明確にするための調査・審議
②問題の解決を図るための方策や再発防止策の提言
- ・経 費 ①会議への出席に対し報酬と費用弁償を支払う。（報酬日額25,000円）
②会議のほか、委員長や副委員長との事前打合せや一部委員による学校等での調査活動が必要になることが想定されるため、事前打合せや調査活動への出席に対しても報酬と費用弁償を支払う。
- ・そ の 他 調査委員会の開催は、別紙2の基本的な考え方にに基づき、市総合教育会議での協議等をふまえて市長が判断する。



重大事態における事実関係の調査について

別紙2

段階	総合教育会議	学校いじめ防止対策委員会 (各学校に設置済)	児童生徒等の 重大事態調査委員会	補足
生命・心身に関わる重大事態が生じた (例:自殺、自殺未遂、事故死、 重大な傷害、心の病)	総合教育会議に報告		調査・検証	・市が設置する調査委員会が調査検証を行う。 (学校や教育委員会は、当事者として主体的に調査検証する なか、調査委員会による調査への全面的な協力を行う。)
その他の重大事態が生じた (例:多額の金品被害、いじめに よる長期欠席)	総合教育会議を開催し 調査・対応方針を協議		調査・検証	・市が設置する調査委員会が調査検証を行う。 (学校や教育委員会は、当事者として主体的に調査検証する なか、調査委員会による調査への全面的な協力を行う。)
		教育委員会が関わり 調査・検証		・教育委員会や有識者等の関係機関が関わり、学校いじめ防 止対策委員会が調査検証を行う。

3

(参考)

段階	総合教育会議	学校いじめ防止対策委員会 (各学校に設置済)	児童生徒等の 重大事態調査委員会	補足
重大事態ではない		即時対応		・必要に応じ、教育委員会や有識者等が関わり対応する。